

各種申請様式が変更しております。改正前の様式を使用しないようにご注意下さい。

いすみ市家庭用小型合併処理 浄化槽設置整備事業補助金

令和7年度申請の手引き

問い合わせ・申し込み先

いすみ市 環境保全課 環境政策班

〒298-8501 いすみ市大原7400番地1

TEL: 0470-62-1385 (直通)

FAX: 0470-63-1252

E-Mail: kankyou1@city.isumi.lg.jp

家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金 判定フロー



(補助金の趣旨)

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、専用住宅（自ら住居の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を自ら住居の用に供する建物）を新築又は建て替えることなく単独浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する（「単独転換」）方又は汲み取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する（「汲み取り転換」）方を対象に、事業に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付します。

1 補助対象浄化槽

専用住宅で使用する処理対象人数が10人以下であって、便所と連結し、し尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理する浄化槽で、BOD（生物化学的酸素要求量）の除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/l以下に処理する機能があり、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽であること。

2 補助対象地域

集中型浄化槽の整備されている大原台地区以外の地域。

3 補助の対象

市内に居住し又は居住しようとする方（実績報告書提出時までに市内に住民票を移す）で、市内の大原台地区を除く地域において事業を行い、申請者及び同一世帯員に前年度分までの市税（合併前の旧町分の税金を含む。）の未納がない方で、下記の全てを満たすことが条件となります。

※確認する税目は市税である、市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税です。

- ① 10人槽以下の浄化槽であること
- ② 浄化槽法に基づく浄化槽設置の届出の審査又は建築基準法に基づく建築の確認を受けていること
- ③ 専用住宅を新築又は建て替えることなく単独浄化槽を撤去又は汲み取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置すること
- ④ 住宅を借りている場合、賃貸人の承諾を得て設置すること
- ⑤ 販売を目的とする住宅に設置する浄化槽ではないこと
- ⑥ 補助金交付申請者自らが居住するための住宅に設置する浄化槽であること
- ⑦ 設置補助対象年度3月15日までに浄化槽工事が完了（実績報告書提出及び完了検査実施を含む）すること

4 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費は、浄化槽本体費用及び本体設置に必要な工事費（「設置費」）、転換に必要な経費及び配管費です。補助金の額は表に掲げる額となります。

転換区分：単独転換

浄化槽本体の設置に必要な工事に対する設置補助額に、単独転換に必要な経費に対する転換補助額及び配管補助額を上乗せした金額が限度額となります。単独転換費用の補助対象経費は、汚泥処理、消毒、清掃、撤去、運搬、中間処理及び最終処理等に相当する経費が含まれます。

人槽区分	限度額	内訳		
		設置補助	単独転換補助	配管補助
5人槽	712,000 円	332,000 円	180,000 円	200,000 円
6～7人槽	794,000 円	414,000 円		
8～10人槽	928,000 円	548,000 円		

転換区分：汲み取り転換

浄化槽本体の設置に必要な工事に対する設置補助額に、汲み取り転換に必要な経費に対する転換補助額及び配管補助額を上乗せした金額が限度額となります。汲み取り転換費用の補助対象経費は、汲み取り、消毒、清掃、撤去、水洗用便器等に相当する経費が含まれます。

人槽区分	限度額	内訳		
		設置補助	汲取転換補助	配管補助
5人槽	632,000 円	332,000 円	100,000 円	200,000 円
6～7人槽	714,000 円	414,000 円		
8～10人槽	848,000 円	548,000 円		

※浄化槽本体の設置に対する補助対象経費は、【別紙1】のとおりで、設置見積書の金額は補助対象経費を積み上げた金額が設置補助額以上となることが条件となります。

それぞれの転換見積書（いすみ市では「撤去費」と表現しています。）の金額が、税抜金額で転換補助額を上回る金額でなければ、転換補助は満額の補助とはなりません。

また、配管費についても見積書（配管費部分）の金額が、税抜金額で配管補助額を上回る金額でなければ、配管補助は満額の補助とはなりません。

5 交付申請

補助金の交付を受けるには、交付申請書を設置工事の請負契約締結後に提出し、工事着工前までに交付決定を受ける必要があります。

※事後の申請や事前着手は、補助対象外となりますのでご注意ください。

(1) 提出書類

- ・補助金交付申請書（様式第1号）

【添付書類】

- ① 設置場所の案内図、平面図及び排水系統図
- ② 净化槽設置届出書の写し（審査機関を経過した受付印のあるもの）又は建築確認済証の写し
- ③ 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ④ 工事費の見積書の写し（設置費、撤去費及び配管費分）※内訳を記載したもの
- ⑤ 合併処理浄化槽概要書の写し及び合併処理浄化槽の構造図（型式適合認定書別添仕様書及び図面）
- ⑥ 工事請負契約書（様式第2号）の写し
- ⑦ 当該浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類（登録証の写し及び管理票（C票））
- ⑧ 現場監督者の設備士免状の写し
- ⑨ 確約書（申請時、浄化槽設置場所に住民登録がない場合）
- ⑩ 申請しようとする日の属する年度の前年度において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者に市税の滞納のないことを証する書類
- ⑪ 転換事業計画書（様式第3号）※現況写真及び平面図を添付
- ⑫ 委任状（補助金の申請者が窓口に提出できない場合又は共有名義の場合）
- ⑬ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出方法

いすみ市役所環境保全課へ持参又は郵送

（請負業者等が代理で提出することも可能です。）

※書類の不備により受付ができない場合や補助金予算枠が少ない場合等ありますので、
出来る限り窓口に持参をお願いします。

(3) 提出期限

補助金申請の提出期限は特に定めはありませんが、補助金を受けようとする年度の3月15日までに実績報告書を提出し、完了検査を実施しなければなりませんので、申請の時期は提出期限を考慮し申請をご検討ください。（ただし、申請額が予算額に達した場合は、申請の受付を終了することがあります。）

受付・内容審査

補助金交付申請書、添付書類の内容を審査し、内容に不備がなければ受付をいたします。また、浄化槽設置届出書にて許認可を得た場合には県の勧告期限（届出翌日から 10 日間）を経過しない場合には、受付ができません。※県の受付印+11 日以降となります。

建築確認を伴う場合は、確認通知書及び確認申請書第 1 面～第 5 面の写しを添付してください。

受付後、現地の確認を実施します。事前確認は、市職員が現況状況の確認、放流先の確認と事前着手が行われていないことを確認します。この際、浄化槽設備士又は申請者の立会いが必要となります。

交付決定

申請書類内容審査、事前確認を終えた後に、「補助金交付決定通知書」が通知されます。これにより、工事の着手が可能となります。

※浄化槽の設置工事は、浄化槽整備事業における国庫補助指針に基づき施工してください。

中間検査

浄化槽設備士の立会いにより、浄化槽本体の据付工事を確認します。

浄化槽設備士、市職員が入った写真を撮影していただき、実績報告時に工事写真として提出をお願いいたします。

中間検査の依頼は、施工業者様から環境保全課へ据付工事日前にお申込みください。なお、通常のコンクリート基礎の場合 72 時間以上の養生期間が必要です。 (PC 板の場合、捨てコン及び養生期間は不要です。)

6 実績報告

工事完了後 1箇月以内又は申請年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに、工事完了届兼完成検査願及び実績報告書を提出してください。

(1) 提出書類

- ・工事完了届兼完成検査願（様式第 7 号）
- ・実績報告書（様式第 8 号）

【添付書類】

- ① 浄化槽法第 7 条の申込みを証する書類（検査手数料の納付書の写し）
- ② 浄化槽機能保証制度に基づいて登録されたものであることを証する保証登録証
- ③ 浄化槽法第 10 条の規定を遵守する誓約書（様式第 9 号）
- ④ 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては、受託者が浄化槽の保守点検及び清掃並びに浄化槽法第 11 条に規定する検査の実施手続き等を代行して行うことを見定めた契約書の写し（補助対象者自ら当該浄化槽の保守点検を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）

- ⑤ 净化槽の保守点検を净化槽管理者が自ら実施する場合にあっては、净化槽法第11条に規定する検査の受検を契約したことを証する書類
- ⑥ 工事写真 ※工事写真の指示書あり
- ⑦ 工事完成平面図
- ⑧ 工事費請求書又は領収書の写し（設置費、撤去費及び配管費分）
- ⑨ 净化槽施工結果報告書（様式第10号）及びチェックリスト
- ⑩ 転換結果報告書（様式第11号）
- ⑪ 単独転換は産業廃棄物管理票（マニフェスト（E票））の写し、汲み取り転換は産業廃棄物を処分した場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト（E票））の写し
- ⑫ 世帯全員の住民票の写し（実績報告書の提出日の3箇月以内に発行されたもの）
- ⑬ その他市長が必要と認める書類

（2）提出方法

いすみ市役所環境保全課へ持参又は郵送
(請負業者等が代理で提出することも可能です。)

（3）提出期限

工事完了後1箇月以内又は当該年度の3月15日までのいずれか早い日までに提出していただきます。

7 完成検査

実績報告書の提出後、工事の完成検査を実施します。合併処理净化槽に接続される排水系統の排水状況の確認と净化槽の維持管理についての説明がございますので、必ず净化槽設備士・申請者の立会いをお願いいたします。所要時間は20~30分程度です。

8 補助金の請求

工事完成検査に合格となりましたら、補助金交付確定通知書（様式第13号）により通知します。交付確定通知後に補助金交付請求書（様式第14号）に記載されたご指定の口座に交付確定額をお振込みいたします。請求書は、支払いの手続きを円滑に進めさせていただくため、実績報告書と一緒に提出をお願いいたします。お振込みまでの所要日数は完成検査後概ね3週間程度です。

9 書類提出上の注意事項

申請手続きを行う際には、申請者ご自身が補助金の内容や手続きの進捗状況を把握されるようお願いします。

① 補助金交付申請書

- ・申請前に補助対象となるか、事前に環境保全課に確認を行ったか。
- ・申請前に施工業者は、申請者本人に対して補助金制度の説明（補助金の額、手続きの流れ、準備する書類、法定検査の説明）を行ったか。
- ・提出書類の住所氏名等は、申請者により署名捺印はされているか。

※基本的に署名捺印が必要な書類

申請者：承諾書、確約書、委任状、工事請負契約書

業者：見積書、工事請負契約書、委任状

- ・申請から着工までに余裕があるか、工期は十分確保されているか。
- ・添付書類に不足はないか。

② 完了報告

- ・実績報告書提出前に申請者に対し、浄化槽の維持管理についての説明（保守点検、清掃、法定検査）を行ったか。
- ・提出書類の住所氏名等は、申請者により署名捺印はされているか。

※基本的に署名捺印が必要な書類

申請者：10条誓約書（様式第9号）、浄化槽保守点検・清掃委託等契約書

業者：浄化槽保守点検・清掃委託等契約書、請求書又は領収書、浄化槽施工結果報告書、転換結果報告書

- ・提出する工事写真に不足はないか。（指示書どおりに撮影がされているか。）
- ・添付書類に不備はないか。

③ 請求書

- ・請求金額は交付申請額と同じか。
- ・日付と番号は空欄になっているか。
- ・申請者の署名があるか。
- ・口座名義人は申請者となっているか。
- ・通帳の写しを添付しているか。

10 工事写真の注意事項

工事写真については、別添の「工事写真指示書」を基に撮影し、写真を整理して提出してください。工事写真は、工事に関する重要な証拠となるものですので、工事黒板の記載事項がはっきりと判読できること、確認すべき工程をはっきりと撮影してください。

参考資料

浄化槽法（抜粋）

（設置後の水質検査）

第7条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第57条第1項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

（設置後等の水質検査についての勧告及び命令等）

第7条の2 都道府県知事は、前条第1項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

（保守点検）

第8条 浄化槽の保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従つて行わなければならぬ。

（清掃）

第9条 浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従つて行わなければならない。

（浄化槽管理者の義務）

第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあっては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

（定期検査）

第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

（定期検査についての勧告及び命令等）

第12条の2 都道府県知事は、第11条第1項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項本文の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が第11条第1項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項本文の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

罰 則

第66条の2 第7条の2第3項又は第12条の2第3項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の過料に処する。

【別紙1】

項目		該当の有無	項目		該当の有無
土工事	水盛りやり方	○	その他	浄化槽側壁工事	○
	根切り工事	○		耐荷重工事（上部駐車場）	×
	機材回送	○		はつり補修工事	○
	残土処分	○		電気工事（ブロワー）	○
基礎工事	型枠工事	○		試運転調整費	○
	基礎栗石工事	○		流水ポンプ・放流ポンプ槽工事	○
	鉄筋工事	○		水替え工事	○
	捨コンクリート工事	○		山留め工事	○
据付工事	据付工事	○		浄化槽申請代行手数料	×
	埋戻し工事	○		トイレ改修費・設置工事	×
	鉄筋工事	○		蒸発散装置敷設工事	×
	型枠工事	○		旧浄化槽撤去処分工事	×
	コンクリート工事（スラブ）	○		水道工事（浄化槽注水等）	×
配管工事	配管工事	×		放流接続工事	×
	配管材料	×		屋内配管工事	×
	根切り及び埋戻し工事	×			

工事写真指示書

※浄化槽の施工に関しては各メーカーの施工要領書を参考に施工してください。

1 工事着工前状況

- (1) 設置場所に浄化槽設備士が標識（浄化槽事業者登録票）を掲げている着工前の写真
(目標物となるものが確認できること。)
- (2) 工事着工前設置予定場所 設置予定場所に地張りをしているもの
- (3) 転換する既存単独浄化槽、くみ取り便槽が確認できる写真

2 浄化槽（本体）の施工

- (1) 浄化槽底部の基礎状況 (PC 版使用時には PC 版の要領書に従って施工 してください。)

※下表は参考です。各浄化槽メーカーの施工要領書に従って基礎工事をしてください。

処理対象人員		5~10 人	厚みが分かる写真 型 枠 設 置
割栗碎石		100mm以上	
捨てコンクリート		50mm以上	
底板コンクリート	コンクリート	150 (100) mm以上	
	配 筋	D10-@200 (シングル)	

注1) D は異形鉄筋、@は鉄筋中心間隔を示す。

注2) 公共建設工事標準仕様書（機械設備工事編）及び SHASE-S010-2000 をもとに作成注

3) 基礎底板コンクリートの広さは、浄化槽外形寸法以上とすること。

- (2) 浄化槽本体 浄化槽の型番と浄化槽の全体が写っていること
- (3) 浄化槽設置状況 縦・横に水平器をあてておくこと
- (4) 中間検査 浄化槽設備士と市職員、浄化槽本体が写っていること（水平器をあてること）
- (5) 浄化槽埋め戻し 水張り状況、水締め、転圧（埋戻し用の砂が分かること・水平器をあてておくこと）
- (6) 浄化槽上部の基礎状況（配筋） スケールをおき、スペーサーを使用していること
- (7) 嵩上げ状況 30 cm以下であること
- (8) 完成後の状況 全体が分かること

3 浄化槽（配管）の施工

- (1) 枠等の状況 全景写真・起点枠・屈曲枠・合流枠に水平器をあてておくこと

4 完成状況

- (1) 設置完成状況
- (2) 放流先状況

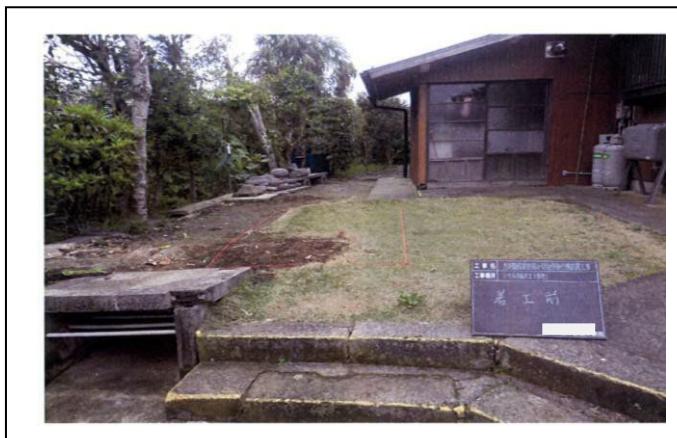
5 既存単独浄化槽及びくみ取り便槽の撤去写真

- (1) 着工前の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽
- (2) くみ取り作業
- (3) 消毒作業
- (4) 解体引き上げ作業
- (5) 埋め戻し作業
- (6) 撤去工事完了作業

上記状況写真の撮影位置、方向を工事完成平面図に明示する。



1. 工事着工前状況 清化槽設備士が実地に監督をしていることを証する写真。清化槽工事登録票を掲げ、清化槽設置場所の周辺状況が分かるように撮影。



1 - 1

設置場所に地張りをした写真

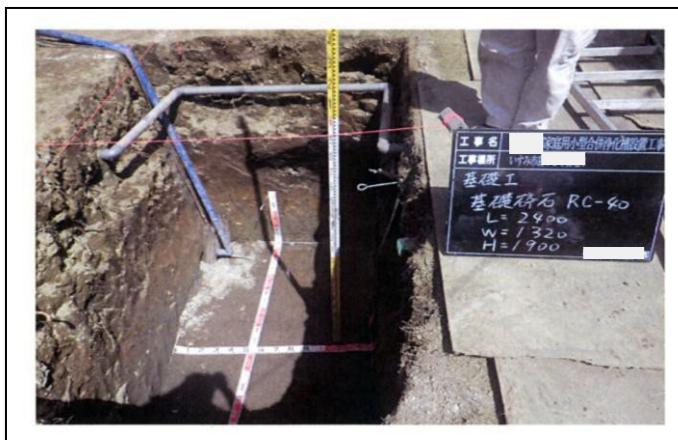


2. 工事中

(1) 床付け完了状況の確認がとれる写真



(2) 処理槽底部の基礎状況（割栗）
検測状況を示すこと



(3) 処理槽底部の基礎状況（目潰し碎石）
検測状況を示すこと



(4) 処理槽底部の基礎状況（捨てコン）
検測状況を示すこと





(5) 処理槽底部の基礎状況 (配筋)
D 10 @ 20
0
スペーサーを使用すること
検測状況を示すこと



(6) 処理槽底部の基礎状況
(基礎コンクリート)
検測状況を示すこと



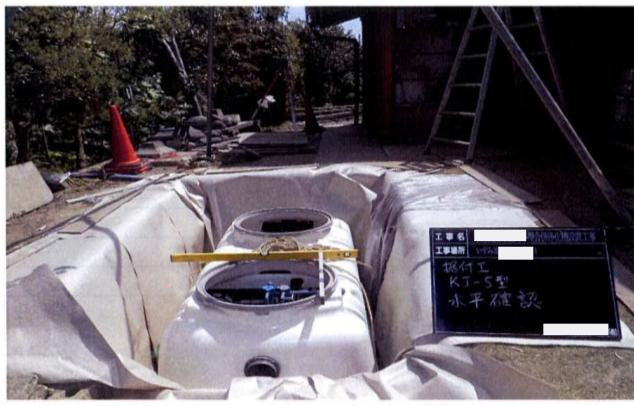
(7) PC板設置工事に係る写真
寸法の検測状況写真
設置後の水平が確認できる写真





(8) 净化槽本体写真

净化槽の型式・人槽がわかるように撮影



(9) 净化槽設置状況

縦・横に水平器をあてておくこと

(中間検査) 净化槽設備士、市職員
も写真に入ること

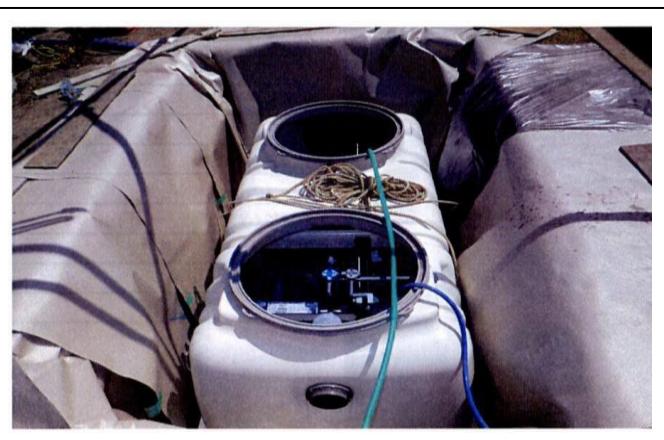


(10) 擁壁の状況（必要な場合）

擁壁の配筋の状況わかる写真



(11-1) 埋め戻し用山砂



(11-2) 水張り状況



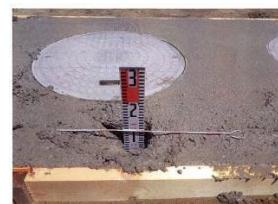
(11-3) 水締め状況



(11-4) 埋め戻し転圧状況



(12) 净化槽上部の基礎状況（配筋）
検測状況写真



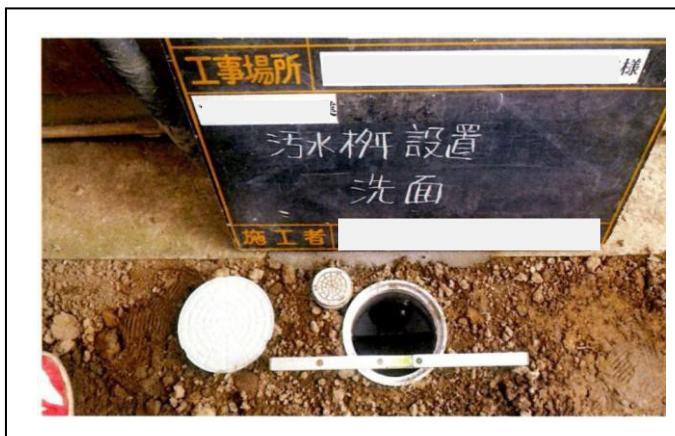
(13) 嵩上げ状況
検測状況者写真



(14) 配管状況



(15) 桁等の状況



3. 完成写真

(3-1) 完成状況写真全体を撮影





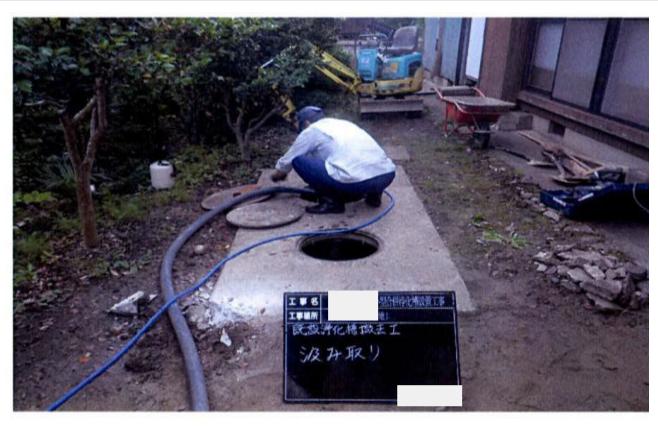
(3-2) 放流先状況写真



4. 転換状況写真

(4-1) 着工前

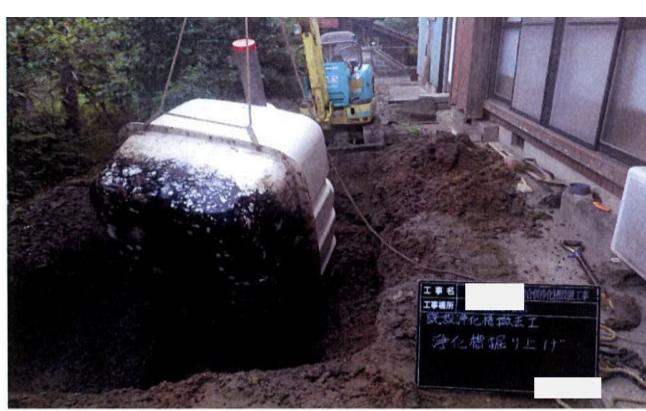
単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を撮影



(4-2) 汲み取り作業写真



(4-3) 消毒作業



(4-4) 解体引き上げ作業



(4-5) 埋め戻し作業



(4-6) 撤去工事完了作業写真

工事写真指示書

また、それぞれの写真の中に黒板を入れること。

黒板記入例

撮影年月日	年 月 日
工 事 名	邸家庭用小型合併処理浄化槽設置工事
工事内容	
施工業者名	